JAPAN POWER FASTENING CO.,LTD
最終更新日：2015年4月27日
日本パワーファスニング株式会社
代表取締役社長　土肥　智雄
問合せ先：06-6442-0951
証券コード：5950
http://www.jpf-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、効率的かつ健全な企業経営を行い、社会への貢献とステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、経営の最重要課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
積水ハウス株式会社	3,877,200	20.75
土肥智雄	1,510,000	8.08
土肥雄治	1,504,000	8.05
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1,000,000	5.35
株式会社みずほ銀行	766,427	4.10
株式会社池田泉州銀行	762,668	4.08
株式会社滋賀銀行	753,847	4.03
木田芳佑	448,000	2.40
日本生命保険相互会社	346,561	1.85
モリテックスチール株式会社	212,864	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社及び上場子会社はありません。また、支配株主は存在しません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

2014年度において、監査役と会計監査人との間で計4回の打ち合わせ及び面談を実施しております。
内容として、年度監査方針及び監査計画の聴取、期中・期末を通じての会計監査実施状況の検証を行い、会計監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から監査体制の整備状況の説明を受ける他、必要に応じて面接を行いました。
また、2014年度において、当社の内部監査部門と監査役との間で計14回の会合を開き、内部監査実施状況の聴取を行い、監査役監査との相互補完並びに連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本郷　修	弁護士													
美濃浦利夫	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本郷　修		本郷・藤原法律事務所　パートナー	経験豊富な弁護士であり、当社のコーポレートガバナンス及びコンプライアンスの強化に対して有益な人選と考えております。
美濃浦利夫	○	美濃浦会計事務所　代表者	経験豊富な公認会計士であり、過去に他社の顧問、社外監査役を務められており、当社経営にとって有益な人選と考えております。 なお、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める各事項に該当せず、一般株主との利益相反のおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当初の取締役に対するストックオプションの付与状況は、以下のとおりです。
2003年度　当社取締役　4名　590，000株　（2013年6月24日をもって行使期限満了により消滅）
2004年度　当社取締役　4名　80，000株（2014年6月25日をもって行使期限満了により消滅）
2005年度　当社取締役　4名　80，000株
2006年度以降は未実施です。
各取締役への付与水準は、役職に基づいております。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、当社グループの業績向上を担うグループ幹部社員としております。
個々の付与者ごとの付与内容は、次のとおりであります。
・当社執行役員　5，000株
・当社従業員　2，000株
・子会社役員　代表者10，000株、その他役員5，000株または2，000株
・子会社従業員　2，000株
上記の被付与者のなかで現在までに権利行使した者7名 行使株数407，000株です。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度における当社の社内取締役に対する報酬は4名合計で86，880千円であり、社外取締役は選任しておりません。また、監査役に対する報酬は4名合計で17，400千円であり、うち社外監査役は2名合計で4，800千円であります。（2014年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しました監査役1名を含んでおります。）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

総務部及び内部監査室において社外監査役を補佐しており、取締役会・監査役会の開催日程に関しては、期初に年間日程表を作成し、通知しております。
社外監査役に対して、取締役会前に監査役会を開催し、日常監査の情報提供及び取締役会議案についての説明を行う等のサポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行の体制につきましては、「取締役会」で決定された経営方針について、毎月開催の「執行役員会」において各部門の戦略に落とし込まれ、その戦略は執行役員によって遂行されます。
当社の内部監査は業務執行部門から独立した内部監査室（人員構成1名）により、グループの事業活動全般の方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性及び法令遵守の状況等について、定期監査並びに特命監査を実施しております。当社の会計監査につきましては、仰星監査法人と監査契約をしており、監査業務を執行した公認会計士は新田泰生氏及び里見優氏であります。また、補助者は監査法人の選定基準に基づき決定されており、公認会計士及び会計士補を主たる構成員とし、システム専門家等も加えて構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2002年4月に業務執行の迅速化をはかるため執行役員制度を導入し、取締役会はグループ経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督しております。一方、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名（1名は弁護士の資格を持つ者、他の1名は公認会計士の資格を持つ者）を含む3名で構成され、社外からの視点でも適切に監査を行える体制としております。各監査は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席、経営トップとの定期的な意見交換、そして業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行をはじめとした業務監査及び会計監査を実施しております。
会計監査につきましては、仰星監査法人と監査契約を結び、年間監査計画に基づいた会社法監査、金融商品取引法監査を受けております。これらのほか、弁護士事務所や銀行系の総合研究所と契約を結び、日常あるいは特殊案件や法律問題全般に関しての助言と指導を適宜受けられる体制を設けております。
当社は社外取締役を選任しておりませんが、取締役3名に対し、監査役3名を選任し、前述のようにそのうち2名を社外監査役にすることで経営への監視機能を強化しており、各社外監査役は取締役会に出席して、中立の立場から客観的な視点に基づき、代表取締役及び取締役会に対して質問や意見を述べ、外部からの経営監視機能が十分機能する体制が整っているため、当社のコーポレートガバナンスは有効に機能しているものと判断し、現在の体制を採用しております。
一方、2015年5月の改正会社法施行及び同年6月の東京証券取引所上場規則改正（コーポレートガバナンス・コード適用）に伴う独立性の高い社外取締役設置の社会的要請や重要性については当社としても認識しており、実効性が高い適任者の招聘並びに適合する体制への見直し等検討を進めてまいりたいと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月31日であり、定時株主総会の開催は毎年3月下旬を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.jpf-net.co.jp）に投資家向け情報として、有価証券報告書、決算短信、事業のご報告並びに株主通信を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部内にIR担当部署を配置しております。	
その他	株主向けのIR情報として、決算期及び中間期に発行する事業のご報告のほかに、「株主通信」を発行し、企業情報を発信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、地球環境に悪影響を及ぼす負荷を軽減するとともに、有害物質の排除や耐久性に優れた製品の提供に努めております。また、豊岡工場において「ISO14001」を、下館工場において「エコアクション21」を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2006年5月開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、2014年4月及び2015年4月に一部内容を変更いたしました。基本方針の内容につきましては、以下のとおりであります。

「内部統制システム構築の基本方針」
(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 取締役及び使用人の職務の執行を監査するため、独立性の高い社外監査役を選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置する。
b. コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル及び社員行動規範を定め、それらを遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む。
c. 法令・諸規則及び規程に反する行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備する。
d. 内部監査部門は、内部統制システム構築の基本方針に従い、事業活動が法令及び定款等に準拠して適性・妥当に行われているかを監査し、その結果について社長に報告するとともに、取締役会及び監査役会にも報告を行う。
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a. 取締役は、重要な職務執行・意思決定に係る情報を記録し、それら情報の保存期限その他の管理体制を整備するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができる。
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、当社全体のリスク管理体制を明確化する。
b. リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況を監視するとともに全社的対応に努め、各部門が所管業務に付随するリスク管理を適正に行う体制を整備する。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 取締役会及び執行役員会を原則として毎月開催し、経営計画の月次・四半期ごとの業績のレヴューを行い改善策を策定する。
b. 職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程などにより権限と責任の明確化を徹底する。
(5)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a. 関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求める。
(6)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
a. リスク管理規程および関係会社管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
(7)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 関係会社管理規程を定め、子会社の統括部門を設置し、子会社の経営自立と合理化の推進、業績の向上について積極的に協力する。
b. 当社の役職員を子会社の役職員として派遣し、グループ経営の推進を図る。
(8)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
a. グループ社員行動規範を定め、子会社の役職員にも周知徹底する。
b. 当社の内部監査部門が子会社の業務についても監査を行ない、その結果を取締役会、監査役会に報告する。
(9)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性と当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
a. 取締役から独立した監査役の職務を補助する使用人は現在置いていないが、内部監査部門が監査役会及び監査役の監査補助を行い、総務部が監査役の事務的補助を行う。
b. 補助すべき使用人を監査役から求められた場合には、合理的な範囲で配置することとし、当該使用人の人事評価、異動及び賃金等については、監査役会の同意を要するなど取締役からの独立性を確保する。
c. 上記bの監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
(10)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
a. 監査役は取締役会のほか、執行役員会等その他の重要な会議に出席するなど、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料について常時閲覧することができる。
b. 取締役及び使用人は、以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査役に報告を行う。
　ア. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実。
　イ. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実。
　ウ. 役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
　エ. その他、監査役会並びに監査役から特に報告を求められた事項。
(11)子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
a. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
b. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
(12)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
a. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
b. 当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。
(13)監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(14)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査役は、会社のすべての重要情報について常時閲覧することができる。
b. 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を行うことができる。
c. 監査役は、グループ監査役会を開催することができる。
d. 監査役は、グループ会社の代表者から内部統制やリスク管理等についてヒヤリングを行うことができる。
e. 監査役は、定期的に代表取締役及び管理部門担当取締役と会合を持ち、意見交換を行うことができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた体制

a. 暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないという企業倫理を確立する。
b. 新規取引先との取引開始に当たっては、反社会的勢力が関与していないことを確認する。
c. 反社会的勢力からの不法・不当な要求に対して断固として拒絶する。
d. 「コンプライアンスマニュアル」及び「グループ社員行動規範」において周知徹底する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

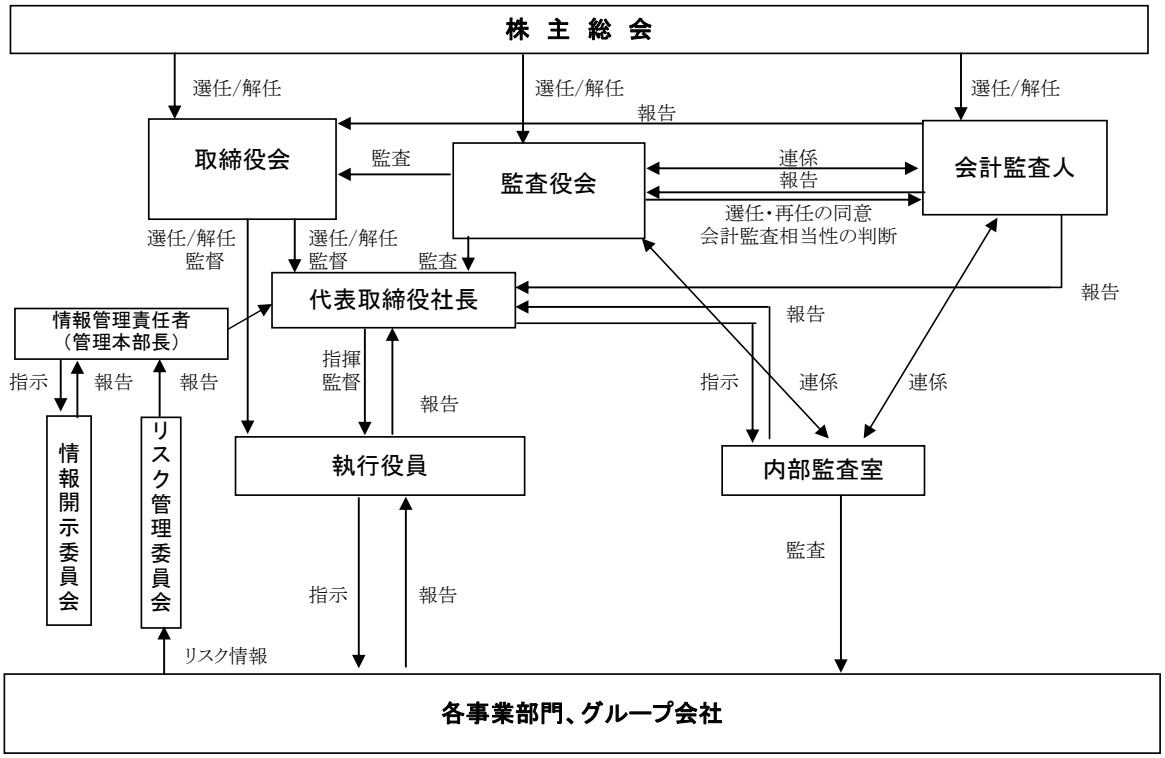
該当項目に関する補足説明

―――

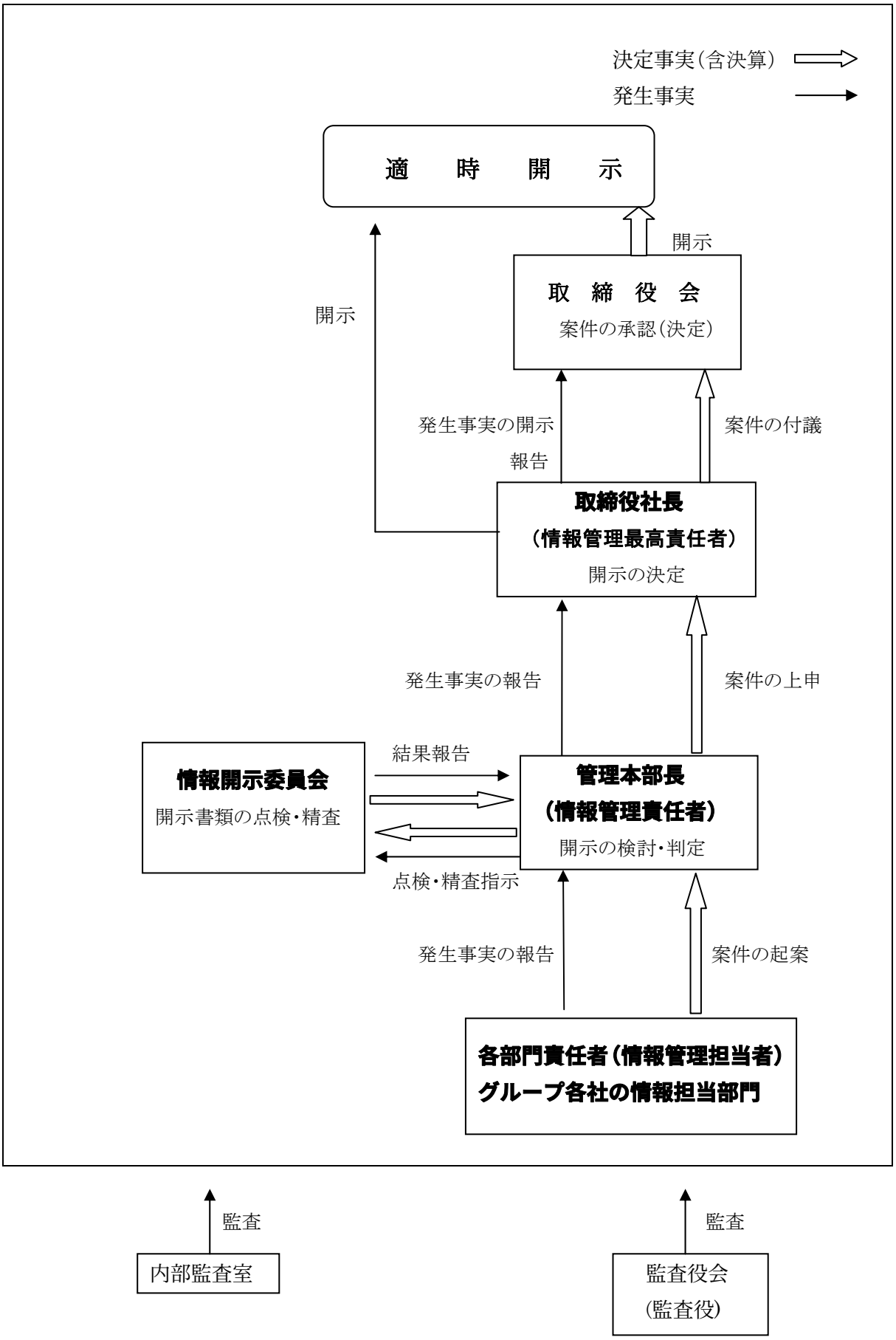
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時開示に規則上開示が求められる重要情報等の把握・管理について、「内部情報管理規程」等を定め、投資者の判断に重要な影響を与える事実の把握及び情報の適時・適切な開示の徹底を図っております。

JPF コーポレート・ガバナンス図



【適時開示体制概要図】


決定事実(含決算)
発生事実
適　時　開　示
開示
取　締　役　会
案件の承認(決定)
開示
発生事実の開示
報告
案件の付議
取締役社長
(情報管理最高責任者)
開示の決定
発生事実の報告
案件の上申
情報開示委員会
開示書類の点検・精査
結果報告
管理本部長
(情報管理責任者)
開示の検討・判定
点検・精査指示
発生事実の報告
案件の起案
各部門責任者(情報管理担当者)
グループ各社の情報担当部門
監査
内部監査室
監査
監査役会
(監査役)